

令和5年12月11日

安芸高田市議会  
議長 大下 正幸 様

予算決算常任委員会  
委員長 石飛 慶久

### 予算決算常任委員会審査報告書

本委員会は、本会議において付託された議案、並びに本委員会に提出のあった議案第86号に対する修正案についてを審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第108条の規定により報告します。

#### 1. 付託案件の審査結果

付託案件	件名	審査結果
議案第86号	令和5年度 安芸高田市一般会計補正予算(第6号)	修正案可決(修正案は別紙のとおり) 修正案を除く原案可決
議案第87号	令和5年度 安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	原案可決
議案第88号	令和5年度 安芸高田市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	原案可決
議案第89号	令和5年度 安芸高田市介護保険特別会計補正予算(第2号)	原案可決
議案第90号	令和5年度 安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)	原案可決
議案第91号	令和5年度 安芸高田市浄化槽整備事業特別会計補正予算(第2号)	原案可決
議案第92号	令和5年度 安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計補正予算(第1号)	原案可決
議案第93号	令和5年度 安芸高田市下水道事業会計補正予算(第2号)	原案可決

#### 2. 審査の経過

- 審査日程 令和5年12月7日(木) 10:00～ 議場
- 審査内容 別紙「予算決算常任委員会要点記録簿」のとおり

## 予算決算常任委員会要点記録簿

令和5年12月6日付けで本委員会に付託された、議案第86号から議案第93号までの8議案並びに「議案第86号令和5年度安芸高田市一般会計補正予算(第6号)に対する修正案について」について12月7日に審査を行った。

このたびの補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ6億4,783万8千円を追加し、予算の総額を218億1,887万円1千円とするものであった。

補正の主な内容は、1点目は通常分として、若手職員などの給料月額の上上げや期末・勤勉手当の支給月数の引上げに伴う人件費、基金への積立、生活保護費の増額などを計上。

2点目は、災害関連として、林道の土砂撤去などに係る工事請負費を計上。

3点目は、新型コロナウイルス感染症関連として、個別接種促進のための支援事業に係る補助金の増額などが主なものであった。

審査を通じて出された主な質疑と答弁は次のとおり。

企画部の審査においては、委員より、「認定こども園基本構想作成業務委託料について、3月に予算を否決した際指摘した、小学校区に1保育所の原則が崩れること。保護者や地域住民への説明や、市内保育所運営事業者との意見交換が不足している点について、6月、7月に市の広報紙に見解を掲載しただけで、理解を得るには不十分と感じる。基本構想は理解を得る見通しが立ってから作成すべきではないか。」との質疑があり、執行部より、「理解を得るため、これ以上の説明をするには基本構想の作成が必要である。」との答弁があった。

また、委員より、「旧田んぼアート公園予定地を候補地にした理由を伺う。」との質疑があり、執行部より、「旧田んぼアート公園予定地に公園を作らなければ、お金をかけて農地に戻す必要がある。公園と認定こども園を別々に作るより、複合化すれば費用が圧縮しやすくなり、道路整備も不要なため、財政負担が抑えられる。議論を重ねた結果、旧田んぼアート公園予定地が最適であるという判断をした。」との答弁があった。

また、委員より、「基本構想は、旧田んぼアート公園予定地に公園と認定こども園を一緒に作る場合に必要だという説明だが、3月以降、候補地に提案した常友住宅に作る場合は、基本構想の作成は不要であり、完成を前倒しできるのではないか。」との質疑があり、執行部より、「常友住宅だと入居者の退去後に解体をしてから始まるので、今示しているより完成が後ろになる。」との答弁があった。

また、委員より、「地域住民に、先に意見を聞いたらどうか。」との質疑があり、執行部より、「今回複合型にするのは、未来への投資である。市民の中に、もっと豊かな憩いの場が欲しいという声があり、新しい公園が必要だという結論に至った。予算制約のもと、旧田んぼアート公園予定地が最適だと判断した。」との答弁があった。

また、委員より、「旧田んぼアート公園予定地と常友住宅の比較検討した結果を伺う。」との質疑があり、執行部より「概算として常友住宅の場合、道路整備など余計にかかる費用があり、旧田んぼアート公園予定地に公園を作らないといけないとなると二重投資になる。公設にするか民設にするかなどの議論はあると思うが、今はその比較について明確にお答えできない。」との答弁があった。

また、委員より「吉田地域から保育所がなくなることに、同意が得られなかった場合はどのようにするのか。」との質疑があり、執行部より、「最優先は安全である。一刻も早く

安全な場所を確保するため、小学校区に1保育所の原則を例外扱いにする必要性を説明してきた。例外が認められないというのであれば、原則を見直すべき。ただその場合、小学校区の見直しが必要となり、膨大な時間がかかる。具体的なイメージが湧かないからという意見もあるが、だから基本構想を持って臨もうとしている。」との、答弁があった。

教育委員会の審査においては、委員より、「人材派遣業務委託料の給食支援員配置について詳細を伺う。」との質疑があり、執行部より、「教職員の給食指導のサポートのため、3学期から吉田中学校に給食支援員2名を試行的に配置するものである。給食指導員の配置は、教職員の負担軽減、休憩時間の確保を目指すものであり、試行結果により段階的に他校への導入を検討していきたい。」との答弁があった。

また、別添のとおり「議案第86号 令和5年度 安芸高田市一般会計補正予算(第6号)に対する修正案」が提出され、審査を行った。

内容は認定こども園基本構想作成業務に係る委託料を削除するもので、理由として「当該事業は、吉田保育所・みつや保育所・吉田幼稚園を統合し、現在地から約5キロ離れた可愛地区にある旧田んぼアート公園予定地に、公園と一体型の認定こども園を整備するための基本構想を策定するものであり、令和5年度当初予算案から議会が削除した基本構想策定業務委託料をこのたびの補正予算で再計上するものである。

2つの保育所と1つの幼稚園は、土砂災害の特別警戒区域に指定されており、より安全性の高い場所への移転を検討することが前提となることは言うまでもない。

しかし、市の提案する旧田んぼアート公園予定地は吉田地区外の可愛地区にあり、現在の保育所・幼稚園からは約5kmも離れ、徒歩や自転車で送迎している保護者は利用が困難となる。

ひとり親家庭、高齢者の介護など家庭内の諸事情、また、正規・非正規、フルタイマー・パートタイマーなど雇用形態に加え、共働きなど働き方にも多様性がある。移動距離が長くなることで、送迎にこれらが大きな壁になることが十分考えられる。

施設の移転により、約150人の子どもたちが吉田地区から可愛地区に通園することになるが、複数の子どもがいる家庭は、保護者が子どもたちを小学校や児童クラブ、保育所と別々の場所に送迎しなければならない。今でさえ、仕事の前後の子どもたちの送迎は保護者の大きな負担となっているのに、吉田小学校から約5km離れている旧田んぼアート公園予定地では、ますます負担が増加するのは明らかである。もちろんそこには送迎に伴う安全上のリスクも高まることになる。

保育所規模適正化推進計画にある「1小学校区に1保育所を基本とする」原則を崩すことについては、慎重に慎重を期すべきではないか。

吉田町の人口は、安芸高田市の37.7%を占めている。吉田小学校区の吉田・丹比地区は吉田町の人口の55.3%で、半数以上を占めている。市役所、文化施設、警察・消防機関、医療機関、商工業施設など主な都市機能は吉田町に集中しており、都市計画マスタープランでも中心拠点として位置づけられている。その中心拠点から可愛地区へ保育所・幼稚園の移転が実施されると、子育ての最も重要な施設が安芸高田市で最大の人口を持つ吉田町の中心地から無くなる。子育てにかかわる大きな空白地域を作ることになり、安芸高田市の将来の都市計画にも影響を及ぼすのではと危惧される。

前回の否決以降8か月が経過するが、保護者、既存事業者、地域住民への理解を得るための、丁寧で誠実な対応がされているとは考えられない。

移転について、経済効率性の視点は重要な要素の一つだが、利用者が置き去りにされることなく子育て支援最優先で検討すること、保護者など関係者が安心して働ける環境を整えることこそ最重要課題である。

顕在化した諸課題、諸問題を解決しないまま、基本構想策定に着手することは容認できない。

よって今回の認定こども園基本構想策定業務委託料の補正予算について修正を求めるものである。」との理由により、令和5年度安芸高田市一般会計補正予算（第6号）から、認定こども園基本構想作成業務委託料613万8千円を減額し、歳入歳出の総額を、218億1,887万1千円から218億1,273万3千円に改めるものである。

討論においては、「旧田んぼアート公園予定地と常友住宅を比較検討するには基本構想が必要であり、作成後改めて判断していきたい。」「安全性を確保するため、そして財政に視点を置いた合理的な計画を作るためにも基本構想を作るべき。」「執行部や議会が市民に説明するには、基本構想が必要である。」との原案に賛成する意見があった。

慎重に審査した結果、議案第86号については「修正案」ならびに「修正案以外の原案」は、可決すべきものと決し、その他の特別会計および下水道事業会計、議案第87号から第93号までの7議案については、すべて原案のとおり可決すべきものと決した。

議案第 86 号 令和 5 年度安芸高田市一般会計補正予算（第 6 号）に対する修正案について

上記の修正案を地方自治法第 115 条の 3 及び安芸高田市議会会議規則第 99 条の規程により、別紙のとおり提出いたします。

令和 5 年 12 月 7 日

予算決算常任委員会委員長 石 飛 慶 久 様

提出者 安芸高田市議会議員 芦 田 宏 治



## 議案第 86 号 令和 5 年度安芸高田市一般会計補正予算（第 6 号）に対する修正案

第 1 条中 「647,838 千円」を「641,700 千円」に、「21,818,871 千円」を「21,812,733 千円」にそれぞれ改める。

第 1 表 歳入歳出予算補正の一部を次のとおり改める。

## 第 1 表 歳入歳出予算補正

※抹消したのは原案、その上に記載したのが修正案である。

## 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
11 地方交付税			54,225	8,112,359
		8,058,134	<del>60,363</del>	<del>8,118,497</del>
	1 地方交付税		54,225	8,112,359
		8,058,134	<del>60,363</del>	<del>8,118,497</del>
歳入合計			641,700	21,812,733
		21,171,033	<del>647,838</del>	<del>21,818,871</del>

## 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
2 総務費			415,774	4,205,398
		3,789,624	<del>421,912</del>	<del>4,211,536</del>
	1 総務管理費		429,089	3,926,113
		3,497,024	<del>435,227</del>	<del>3,932,251</del>
歳出合計			641,700	21,812,733
		21,171,033	<del>647,838</del>	<del>21,818,871</del>

歳入歳出補正予算事項別明細書

※抹消したのは原案、その上に記載したのが修正案である。

1. 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
11 地方交付税	8,058,134	54,225 <del>60,363</del>	8,112,359 <del>8,118,497</del>
歳入合計	21,171,033	641,700 <del>647,838</del>	21,812,733 <del>21,818,871</del>

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
2 総務費	3,789,624	415,774 <del>421,912</del>	4,205,398 <del>4,211,536</del>
歳出合計	21,171,033	641,700 <del>647,838</del>	21,812,733 <del>21,818,871</del>



(単位：千円)

補正額の財源内訳				
特定財源				一般財源
国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
				293,025
327	△15,551	0	137,973	<del>299,163</del>
				427,504
34,405	△285	3,200	176,876	<del>433,642</del>

2. 歳入

(款) 11 地方交付税

款			補正前の額	補正額	計
	項	目			
11	地方交付税		8,058,134	54,225 <del>60,363</del>	8,112,359 <del>8,118,497</del>
	1	地方交付税	8,058,134	54,225 <del>60,363</del>	8,112,359 <del>8,118,497</del>
		1	地方交付税	54,225 <del>60,363</del>	8,112,359 <del>8,118,497</del>

3. 歳出

(款) 2 総務費

款			補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
	項	目				特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
2	総務費		3,789,624	415,774 <del>421,912</del>	4,205,398 <del>4,211,536</del>	△15,224	0	137,973	293,025 <del>299,163</del>
	1	総務管理費	3,497,024	429,089 <del>435,227</del>	3,926,113 <del>3,932,251</del>	60	0	137,973	291,056 <del>297,194</del>
		7	企画費	251,933 <del>6,517</del>	252,312 <del>258,450</del>	0	0	2,000	△1,621 <del>4,517</del>

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 普通交付税	54,225 <del>60,363</del>	普通交付税

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
12 委託料	0 <del>6,138</del>	379 企画調整等に要する経費 <del>6,517</del> 31 企画調整事業費 <del>6,169</del> 08 旅費 31 0 12 委託料 <del>6,138</del> 0 ○一般業務に関する委託料 <del>6,138</del> 0 <del>認定こども園基本構想作成業務委託料 6,138</del>